■報告第５号　　平成 ２８年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

【要旨】

平成 28 年度予算において承認のあった一般会計繰越明許費について、平成 29 年度へ繰り越す額が確定したため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越額及び財源内訳等につきまして議会に報告するものです。

〈 参考 〉 地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第 146 条　地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3　繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

【内容】

主な事業として、平成 28 年度国の補正予算関連事業をはじめ、空き家対策総合支援事業や栗ペースト加工施設整備事業、畜産競争力強化整備事業、町道改良事業、津波避難対策推進事業、耐震化促進事業、災害復旧事業など、計 19 件・総額 7 億 8,444 万 5 千円の繰越額となっています。

（ 「平成 28 年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり ）

款	翌年度繰越額	うち国補正予算関連分
2．総務費	6,075 万 7 千円	
3．民生費	5,400 万 0 千円	
4．衛生費	241 万 0 千円	
6．農林水産業費	2 億 7,488 万 5 千円	1 億　822 万 1 千円
8．土木費	1 億 2,029 万 6 千円	8,224 万 8 千円
9．消防費	9,985 万 7 千円	
10．教育費	1,738 万 6 千円	
11．災害復旧費	1 億 5,485 万 4 千円	
計	**7 億 8,444 万 5 千円**	**1 億 9,046 万 9 千円**